



2022年4月22日

各 位

会社名 株式会社 エスエルディー
代表者名 代表取締役社長 有村 謙
(コード：3223 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 C F O 綱 剛 和
(TEL. 03-6866-0245)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の当社第19回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2022年4月22日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年5月26日開催予定の当社第19回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 16 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月26日（木）

定款変更の効力発生日 2022年5月26日（木）

※現行定款第 16 条の削除及び変更案第 16 条の新設については附則に定める時に効力が生じるものといたします。

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5条（機関の設置） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人</p>	<p>第5条（機関の設置） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②<u>監査等委員会</u> （削除） ③会計監査人</p>
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第16条（電子提供措置等） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 20 条（取締役の選任の方法） 当社の取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 20 条（取締役の選任の方法） 当社の取締役の選任については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第 21 条（取締役の任期） 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 21 条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役等） 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって、これを定める。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、取締役中より最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。</p>	<p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役等） 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より</u>これを定める。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より</u>最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。</p>
<p>第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
<p>第 25 条 (取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異義を述べなかつた</u>ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 26 条 (取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 26 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第 27 条 (記載省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>第 28 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 29 条～第 30 条 (記載省略)</p>	<p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 (監査役員数) <u>当会社の監査役は 5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 32 条 (監査役の選任の方法)</u> <u>当会社の監査役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 33 条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 (監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 39 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>第 40 条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 41 条（監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第 32 条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第 33 条（監査等委員会の招集）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第 34 条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第 35 条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 36 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 42 条～第 43 条 (記載省略)	第 37 条～第 38 条 (現行どおり)
第 44 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 39 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 45 条～第 48 条 (記載省略)	第 40 条～第 43 条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第 19 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	第 2 条 <u>変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>